

國學院大學北海道短期大学部共創まちづくりプラン策定支援業務

募集要項

1 募集の目的

滝川市には、昭和 57 年開学の國學院大學北海道短期大学部（以下、「國學院短大部」という。）が立地しており、毎年 1～2 年生合わせて 400 人以上の学生が在籍し、大学内での教育・研究活動に加え、市民と連携し学生主体の多様な地域活動を展開している。また、國學院短大部の卒業生は、約 1 万人にのぼり、地元をはじめ全国各地で活躍している。

一方で、全国的には、少子化に伴う大学受験者数の減少や 4 年制大学への進学ニーズの高まり、国や関係機関の修学支援制度充実による進学選択肢の拡大等を背景としながら、短期大学への進学者が減少傾向にあり、近年、短期大学での募集停止や閉学が相次いでいる。

そのような情勢のもと、令和 7 年度には「國學院大學北海道短期大学部将来に向けたまちづくりへの波及効果等調査分析業務」（以下、「調査業務」という。）を実施して、國學院短大部での教育や有する環境の特長、独自性及び、立地による滝川市のまちづくりへの波及効果（貢献度）等を明らかにし、國學院短大部の更なる活性化や、國學院短大部と共に歩む将来の豊かなまちづくりに向けた施策の方向性等を整理したところである。

本業務は、調査業務の成果を踏まえ令和 8 年度に実施する（仮称）國學院大學北海道短期大学部共創まちづくりプランの策定業務を推進するにあたり、公募型企画提案方式により最適な支援事業者を選定するものである。

2 事業概要

(1) 業務名

國學院大學北海道短期大学部共創まちづくりプラン策定支援業務（以下、「本業務」という。）

(2) 期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(3) 業務の内容

別添「國學院大學北海道短期大学部共創まちづくりプラン策定支援業務仕様書」のとおり

(4) 提案上限額

8,122,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 担当部署

〒073-8686 滝川市大町1丁目2番15号

滝川市総務部企画課大学連携室

電子メール：kikaku@city.takikawa.lg.jp

3 参加資格

(1) 国、都道府県、市区町村、国立大学法人又は大学若しくは短期大学を設置する学校法人が発注した同種・類似業務を受注し、履行完了した実績があり、確実に履行できる者であること。

(2) 本業務に係る申請の資格については、法人又はその代表者が次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年を経過しないもの又は入札執行日前 6 月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立てが行われた者
- エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立てが行われた者
- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある者又は役員が暴力団の構成員等である者
- カ 滝川市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 11 年滝川市告示第 43 号）第 2 条第 1 項若しくは第 3 条第 1 項から第 3 項までの規定による指名競争入札に関する指名を停止されている者
- キ 国税、地方税に滞納がある者

4 企画提案審査の手続き

(1) スケジュール

- | | |
|------------------|--------------------------|
| ア 募集要項等の公表 | 令和 8 年 4 月 24 日（金） |
| イ 募集要項等に関する質問 | 令和 8 年 5 月 6 日（水）13 時まで |
| ウ 質問に対する回答 | 令和 8 年 5 月 8 日（金） |
| エ 参加表明書の提出期限 | 令和 8 年 5 月 11 日（月）17 時まで |
| オ 企画提案書の提出期限 | |
| 電子データ | 令和 8 年 5 月 22 日（金）17 時まで |
| 紙媒体 | 令和 8 年 5 月 26 日（火）17 時まで |
| カ プレゼンテーション（予定） | 令和 8 年 5 月 29 日（金） |
| キ 審査結果の通知・公表（予定） | 令和 8 年 6 月 2 日（火） |

(2) 質問・回答

募集要項等に関する質問は、質問書（様式第 1 号）により以下のとおり提出すること。

- ア 提出期限 令和 8 年 5 月 6 日（水）13 時まで
- イ 提出方法 電子メールにより提出すること。
- ウ 回 答 令和 8 年 5 月 8 日（金）滝川市公式ホームページに掲載する。

(3) 参加表明書の提出

参加を希望する事業者は、参加表明書（様式第 2 号）により以下のとおり提出すること。

- ア 提出期限 令和 8 年 5 月 11 日（月）17 時まで
- イ 提出方法 電子メールにより提出すること。
なお、代表者の押印のあるスキャンデータ（PDF ファイル）を提出すること。

(4) 企画提案書の提出

参加表明書を提出した事業者は、企画提案書を作成し以下のとおり提出すること。

ア 提出期限及び提出方法

(ア) 電子データ

提出期限 令和8年5月22日(金)17時まで

提出方法 ファイル授受機能により提出すること。

なお、参加表明書に記載のメールアドレス宛に事前にファイル送信依頼のメールを送付するので、記載されたURL(送信案内ページ)にファイルのアップロードを行うこと。

提出形式 WORDやPPT、PDF形式等、一般的に使用されているファイルとする。なお、内容については(イ)に記載している紙媒体の電子データ版とすること。

(イ) 紙媒体

提出期限 令和8年5月26日(火)17時まで

提出方法 郵送により提出すること。

提出形式 紙媒体とする。なお、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、片袖折りでA4版サイズに折り込むこと。資料の枚数に制限は無いが、カラー印刷のものを2部郵送すること。

イ 企画提案書様式

企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

企画提案内容

実施スケジュール

業務実施体制

(5) 見積書の提出

電子データについて、スキャンデータ(PDFファイル)を令和8年5月22日(金)17時までに企画提案書の電子データとともに提出すること。また、企画提案書の紙媒体の提出とともに見積書(様式第4号)の正本1部(代表者印を押印)を令和8年5月26日(火)17時までに提出すること。

(6) プレゼンテーション

企画提案書について、プレゼンテーションを実施する。

ア 場所・日程 令和8年5月29日(金)(予定)(オンライン形式)に行う。詳細は、プレゼンテーション実施該当者に別途連絡する。

イ 審査職員会議 「國學院大學北海道短期大学部共創まちづくりプラン策定支援業務企画提案審査職員会議(以下、「審査職員会議」という。)」を設置し、企画提案の審査を行う。なお、審査職員会議は非公開とする。

ウ 審査方法

(ア) 説明時間20分、質疑応答10分、計30分とする。

(イ) プレゼンテーションへの参加(オンラインでの発言者)は4名までとする。なお、原則として実施体制に記載されている者が説明を行うこと。

(ウ) 企画提案書に基づき説明を行うこと。

エ 審査基準 別表「審査基準」のとおりとする。

オ その他 提案者が5者以上となった場合には、提案書等について審査職員会議において上位4者を選定し、プレゼンテーションを実施する。

また、プレゼンテーション内容については、滝川市は録画又は録音することができるものとする。

(7) 審査結果

- ア 審査職員会議の審査結果に基づき、優先交渉事業者及び次点者を決定する。
- イ 審査結果については参加事業者へ通知するとともに、滝川市公式ホームページにおいて優先交渉事業者の掲載を行う。
- ウ 提案者が1者の場合においても審査基準に基づき審査職員会議において審査を行う。

5 契約手続き

- (1) 審査結果に基づく優先交渉事業者と契約に関する協議を行い契約を締結する。
- (2) 協議の結果、契約の締結に至らなかった場合は、次点者と協議を行う。
- (3) 契約締結にあたっては、仕様書及び企画提案書の内容を基本とするが、協議の結果、必要に応じて訂正、追加及び削除等を行うものとする。

6 参加申請に係る留意事項

- (1) 提出された申請書類の内容は明らかな誤り又は軽微な事項を除き、変更することはできない。
- (2) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (3) 滝川市が選定に関し、追加書類の提出を求めるときは、それに応じること。
- (4) 滝川市が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、滝川市の承諾を得ることなく、第三者に内容を提示することを禁じる。
- (5) 申請書類は、滝川市情報公開条例（平成9年滝川市条例第6号）に基づく情報公開請求により公開されることがあるので、申請者は滝川市情報公開条例に基づき、滝川市を通じて、管理業務の実施に当たり保有する文書の公開等の請求があったときは、速やかにこれに応じること。
- (6) 同一の法人が複数の申請をすることはできない。
- (7) 申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とする。
- (8) 滝川市に提出した申請書類は返却しない。
- (9) 申請後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (10) 参加にあたり提案者に生じた損害等については、滝川市は一切その責を負わないものとする。

7 受託事業者に係る留意事項

(1) 個人情報の取扱い

- ア 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を順守の上、個人情報の取扱いを行うこと。
- イ 受託者の役員及び従業員には、業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしたり、不当な目的に使用しない旨の守秘義務が課せられ、これに違反したときは、懲役又は罰金の処罰が課せられる。（契約期間が満了し、若しくは契約を取り消され、又は職務を退いた後においても同様とする。）

ウ 滝川市を通じて、業務の実施に当たり保有する個人情報の開示又は訂正等の請求があったときは、速やかにこれに応じること。

(2) 業務の一括委託を禁止する。業務は、その全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、その一部について、あらかじめ滝川市が認めるときは、この限りではない。